

質問書回答

2018年2月26日

【案件名】北米・中南米地域南米地域安全評価調査（ブラジル、コロンビア）（一般競争入札（総合評価落札方式））

（公示日：2018年2月14日／公示番号：170741）について、質問の回答は以下のとおりです。

通 番	当該頁項目	質問	回答
	<p>p. 14 第2 仕様書 II. 特記仕様書 6. 調査業務の内容 ●現地調査 5) 当機構が指定した対象案件事業の事業関係者の執務体制、移動ルート、訪問先等の現地確認を行う。 および p32 第5 契約管理及び契約金額の確定(精算)に係る留意事項 3. 留意事項</p>	<p>「訪問先等の現地確認」とありますが、これには現地ホテルなどの調査も含まれるのでしょうか。 「p13」の「5. 本調査における留意事項」でも、「(4) リストに記載された対象案件は原則すべて現地確認調査を行い、対象事業地(サイト)におけるリスク評価や現状の安全対策状況の点検、評価を行う。」としか示されていません。 実際の調査が始まってから、相当数のホテル調査やその他の事務所からの追加的な作業要求があった場合には、技術提案書提出時点での業務日数の想定を上回る作業が課せられることとなります。 その場合に、「契約管理及び契約金額の確定(精算)に係る留意事項」にあるとおり、「受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加させる場合」に相当し、「機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合には、契約変更を行うことができます。」が適用されるという理解ですが、よろしいでしょうか。</p>	<p>本件調査の対象は原則としてリストに記載された実施中ないし形成中案件の関係者が訪問する宿舎（一案あたり最大で5カ所程度）、事業実施地及び訪問先になります。プロジェクトエリアすべてのホテルを確認する必要はありません。 万が一リストに記載以外の追加作業が生じた場合、その内容が契約書の仕様書に記載されていない業務である場合には、ご理解の通り、契約変更にて業務量の増加につき合意します。</p>
	<p>p. 13 第2 仕様書 II. 特記仕様書 5. 本調査における留意事項</p>	<p>「(8)……戦争特約保険料並びにその他当該業務を実施するにあたり必要な安全対策経費については、入札金額に含めること。」とありますが、現地調査に同行する警備員を備上する場合には、現</p>	<p>現地調査に警備員同行が必要と考えられる場合は一般業務費(現地支出分)で必要な費用を計上ください。 数量確認は(「第5 契約管理及び契約金額の確定(精</p>

通 番	当該頁項目	質問	回答
		<p>地関連費（または一般業務費(現地支出分)）に計上することによろしいでしょうか。</p> <p>また、この場合、当該コストの数量確認は(「第5 契約管理及び契約金額の確定(精算)に係る留意事項 1. 数量等の確認を必要とする費用) にあるとおり) 「現地業務人月(人日)」での確認」という精算方式でよいという理解ですが、よろしいでしょうか？</p>	<p>算)に係る留意事項 1. 数量等の確認を必要とする費用) にあるとおり) 「現地業務人月(人日)」での確認」という精算方式でよいという理解で結構です。</p>
	<p>p. 15 第2 仕様書 II. 特記仕様書 6. 調査業務の内容 ●帰国後整理作業 3) 調査結果概要について当機構及び対象国事業関係者向けの報告会を JICA において実施する。</p>	<p>現地調査と国内作業に必要な業務従事期間は入札説明書で提示のあった「作業人月(目途)」も参考にしつつ、おおよその必要日数を割り出すことが可能です。</p> <p>一方、「当機構及び対象国事業関係者向けの報告会」の実施タイミングについては、示されておらず、要員の確保において困難も予想されます。たとえば、「現地調査が終了し、報告書ドラフトが提出されてから1ヶ月以内」といった目途を示して頂くことは可能でしょうか。</p>	<p>日本国内での報告会については報告書がほぼまとまり、外部にも提供可能と判断されるタイミングで実施します。説明会そのものは一か国につき半日～1日であり、報告書作成プロセスの中で御社業務従事者のご都合も踏まえ日程を調整させていただきます。</p> <p>契約交渉の段階で「報告書ドラフトが提出されてから1か月以内」といった時期の目安を事前に確認させていただくことは可能ですが、最終的には外部にも報告可能な状況であるか、判断させていただきます。</p>
	<p>p. 19 第3 技術提案書作成要領 2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項 2) 業務従事者の構成(案) および p. 30 第4 経費積算に係る留意点</p>	<p>「要員計画策定に当たっては、業務内容及び業務工程を考慮の上、適切に業務従事者を構成願います。」とあります。たとえば、受注者側が4名の構成で技術提案書を提出し落札した場合、業務従事者全員の航空賃が「調査対象国に渡航するための国際航空賃(定額計上分)」の対象として、契約となる理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>航空賃については、定額計上額を上限額として実費精算します。</p>

通 番	当該頁項目	質問	回答
	2. 入札金額内訳の作成について (3) 定額で計上する経費 1) 調査対象国に渡航するための国際航空賃		
	p. 37 第6 契約書(案) 契約金額内訳書 および p. 45 別添様式集 入札金額内訳書	以下の2つの様式で項目が異なっている部分がありますので、最終的に提出すべき様式の項目について、必要に応じてご指示下さい。 「入札金額内訳書」 I 業務原価 1 直接経費 (1) 旅費(航空賃) (2) 旅費(日当・宿泊費及び内国旅費) (3) 一般業務費(現地支出分) (4) 一般業務費(国内支出分: 報告書印刷費等) (5) 機材購入費 (6) 再委託費 「契約金額内訳書」 業務原価 1 直接経費 (1) 旅費(航空賃) (2) 現地関連費 (3) 国内関連費 (4) 機材購入費 (5) 再委託費	契約金額内訳書案は落札後、JICA が作成し、落札者に別途送付いたしますので、落札後にご確認ください。 入札金額内訳書につきましては、入札説明書のとおり作成してください。

以上